

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第28期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県高崎市あら町5番地1

【電話番号】 027-310-8040(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県高崎市あら町5番地1

【電話番号】 027-310-8040(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 中川 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第27期 第1四半期 累計(会計)期間	第28期 第1四半期 累計(会計)期間	第27期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高	(千円)	216,146	215,309	1,036,006
経常損失()	(千円)	144,768	112,194	389,205
四半期(当期)純損失()	(千円)	153,212	111,104	496,818
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	1,571,810	1,571,810	1,571,810
発行済株式総数	(株)	616,400	616,400	616,400
純資産額	(千円)	2,737,930	2,269,679	2,385,097
総資産額	(千円)	3,000,480	2,485,370	2,611,756
1株当たり純資産額	(円)	4,441.81	3,682.18	3,869.43
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()	(円)	248.56	180.25	806.00
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	91.2	91.3	91.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	172,999	28,207	35,160
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	105,778	9,488	215,245
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	5,185	5,278	21,026
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	562,772	252,354	295,108
従業員数	(名)	73	67	68

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結会計期間等に係る連結経営指標等は記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第27期第1四半期累計(会計)期間、第28期第1四半期累計(会計)期間及び第27期の持分法を適用した場合の投資損益については、損益等からみて重要性が乏しいため記載していません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	67 [10]
---------	------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の[]外書きは、臨時従業員(準社員及びパートタイマー)の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績は、次のとおりであります。

区分	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
研究用試薬関連事業	46,315	7.9
抗体関連試薬販売	18,847	18.5
その他の試薬販売	5,423	5.1
試薬関連受託サービス	22,044	23.0
実験動物関連事業	12,202	-
疾患モデル動物販売	7,836	-
疾患モデル動物関連受託サービス	1,412	-
飼育・保管等サービス	2,953	-
医薬関連事業	5,251	-
体外診断用医薬品販売	5,251	-
合計	63,769	25.5

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社は、主として見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
研究用試薬関連事業	102,547	5.1
抗体関連試薬販売	60,470	17.7
その他の試薬販売	11,005	46.3
試薬関連受託サービス	31,071	14.1
実験動物関連事業	74,434	9.0
疾患モデル動物販売	74,218	7.7
疾患モデル動物関連受託サービス	-	100.0
飼育・保管等サービス	216	78.2
医薬関連事業	37,398	45.0
体外診断用医薬品販売	37,398	45.0
その他事業	928	79.3
合計	215,309	0.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主要な輸出先別の輸出高及び輸出割合は次のとおりであります。なお、()内は総販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	輸出高(千円)	割合(%)	輸出高(千円)	割合(%)
ドイツ	11,515	60.7	11,356	51.8
米国	4,725	24.9	7,694	35.1
その他	2,737	14.4	2,876	13.1
合計	18,979 (8.8%)	100.0	21,927 (10.2%)	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
第一三共(株)	29,298	13.6	27,228	12.6
岩井化学薬品(株)	12,664	5.9	22,979	10.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

- ・提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社は、平成20年3月期及び平成21年3月期において継続して営業損失を計上しております。また、当事業年度の事業計画についても営業損失となっております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間における我が国経済は、世界の景気が後退する中、引き続き深刻な状況にあります。先行きについては、当面、雇用情勢が悪化するなかで、厳しい状況が続くとみられるものの、在庫調整圧力の一層の低下や経済対策の効果が景気を下支えすることに加え、対外経済環境が改善することにより、景気は持ち直しに向かうことが期待されております。一方、生産活動が極めて低い水準にあることなどから、雇用情勢の一層の悪化が懸念されており、世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクの存在もあります。

一方、我々が業を営む業界においては、医療費抑制を目的とした医療制度改革が進展する中、製薬メーカー大手各社は、2010年前後に主力の大型医薬品が特許切れを迎え、安価な後発医薬品にシェアを奪われて大幅に売上げが落ち込む可能性が高いことから、業界内企業間競争の激化に加え、企業合併を模索する動きなど経営環境は厳しさを増しております。

事業別の売上高の状況については、医薬関連事業では、当社が㈱ニッピより製造委託を受けております、牛海綿状脳症（BSE）に対する体外診断用医薬品ニッピブルBSE検査キット製造委託の受注増により、売上高は37,398千円（前年同四半期比45.0%増）となりました。また、医薬シーズライセンスに関しては、既にアステラス製薬㈱に権利譲渡した抗ヒトオステオポンチン抗体（2K1）の関節リウマチ治療薬としての第Ⅰ相臨床試験が継続中であり、また米国Intellect Neurosciences, Inc.に権利譲渡した抗ヒトアミロイド抗体（82E1）のアルツハイマー型認知症の治療用医薬品の開発も継続中であり、

研究用試薬関連事業は継続する価格競争の影響はあるものの、差別化の出来る自社独自の抗体製品および測定キット製品群での売上増の傾向が認められております。一方、細胞培養関連試薬や受託サービスでの価格競争によると思われる受注減により全体的に減収となり、売上高は102,547千円（同5.1%減）にとどまりました。実験動物関連事業においては、米国Taconic Farms, Inc.の疾患モデル動物に対する需要が減り、売上高は74,434千円（同9.0%減）となりました。その他事業の水溶化クレアチン水の売上高は928千円（同79.3%増）となりました。

これらの結果、売上高は215,309千円（同0.4%減）、営業損失は113,580千円（前年同四半期は142,119千円の営業損失）、経常損失は112,194千円（前年同四半期は144,768千円の経常損失）、四半期純損失は111,104千円（前年同四半期は153,212千円の四半期純損失）となりました。

このような厳しい状況が続く中、当社は継続して、自社独自の抗体製品および測定キット製品群の販売促進、新規の大型となる研究用試薬、診断用医薬品および医薬品シーズの開発、三笠研究所（北海道三笠市）からの新規疾患モデル動物の製品化継続、さらには企業価値を高めるべく新規技術開発への積極的投資などを推進してまいります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産の残高は、前事業年度末比4.8%減の2,485,370千円となりました。これは主に、有価証券の解約による減少99,980千円及び売掛債権の減少46,262千円によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債の残高は、前事業年度末比4.8%減の215,690千円となりました。これは主に、買掛債務の減少5,282千円及び長期借入金の返済5,000千円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末比4.8%減の2,269,679千円となりました。これは主に、第1四半期純損失の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前第1四半期会計期間末に比べ310,417千円減少し、252,354千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は28,207千円(前第1四半期会計期間末は172,999千円の増加)となりました。前第1四半期会計期間末と比較して201,206千円悪化した主な要因は、前第1四半期会計期間末に比べ税引前四半期純損失は41,919千円改善したものの売上債権の入金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は9,488千円(前第1四半期会計期間末は105,778千円の減少)となりました。前第1四半期会計期間末と比較して96,290千円改善した主な要因は、前第1四半期会計期間に71,250千円計上されていた投資有価証券の取得及び関係会社株式の取得による支出が、当第1四半期会計期間は発生しなかったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は5,278千円(前第1四半期会計期間末は5,185千円の減少)となりました。当第1四半期会計期間末の減少の主な要因は、長期借入金の返済による支出が5,000千円あったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間の研究開発費の総額は76,673千円であります。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、平成20年3月期及び平成21年3月期において継続して営業損失を計上しております。また、当事業年度の事業計画についても営業損失となっておりますが、アステラス製薬(株)からの抗ヒトオステオポンチン抗体の臨床試験は継続しており、第 相臨床試験の開始に伴うマイルストーン契約金を当事業年度3月に受領する予定としておりますが、不確実なため保守的に計上しておりません。また、当社においてマイルストーン契約金は重要な収入となりますが、継続性及び収入の時期において不確実であるため、マイルストーン契約金の収入に頼らない、堅実な経営を目指していく所存であります。

当社は、当該状況を解消し営業利益の黒字化を図るため、当事業年度においては利益額確保として収益性の向上を最重要課題とし下記の項目を掲げ、平成23年3月期において営業利益の黒字化を図ってまいります。

- ・ 当社三笠研究所における疾患モデル動物の受託サービスを当事業年度より本格的に受注活動開始
- ・ 当社三笠研究所より、新製品アルツハイマー病モデルマウスを販売予定
- ・ 新製品（平成21年1月発売）の「骨髄移植の合併症である移植片対宿主病で上昇する新たなマーカー CCL8/MCP-2の測定キット」の拡販推進
- ・ 受託関連事業の販売強化を図るため、営業体制の見直し
- ・ 中長期的な視野に立ち、新規事業であるカイコ事業、およびクレアチン事業を促進
- ・ 人員体制の見直しによる人件費圧縮
- ・ 品質管理徹底を図るため「ISO13485」認証取得（平成21年1月）及び担当責任者制を導入
- ・ 人材の有効活用を推進するため人事評価制度を導入

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	616,400	616,400	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	単元株式数10株 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	616,400	616,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年6月20日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	182(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数10株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	18,200(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき330,000
新株予約権の行使期間	平成17年11月6日から平成22年11月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,300 資本組入額 1,650
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は300個であり、平成16年4月2日開催の取締役会決議において全300個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数10株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	3,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成16年12月21日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は30個であり、平成16年11月26日開催の取締役会決議において全30個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数10株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成16年11月26日開催の取締役会決議において20個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数10株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成17年2月15日開催の取締役会決議において30個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数10株
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月5日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成17年3月15日開催の取締役会決議において5個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	-	616,400	-	1,571,810	-	1,416,578

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 616,320	61,632	単元株式数10株 権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
単元未満株式	普通株式 80	-	-
発行済株式総数	616,400	-	-
総株主の議決権	-	61,632	-

(注) 「単元未満株式」には自己株式が5株含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	1,090	3,000	2,245
最低(円)	805	1,290	1,350

(注) 株価は、大阪証券取引所（ヘラクレス）におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、また、当第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	196,025	137,299
受取手形及び売掛金	203,254	249,516
有価証券	75,903	175,883
商品及び製品	49,740	51,077
仕掛品	106,568	106,389
原材料及び貯蔵品	58,845	54,551
未収還付法人税等	526	502
その他	13,937	24,019
貸倒引当金	48	48
流動資産合計	704,752	799,191
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	746,888	760,323
土地	403,788	403,788
その他(純額)	109,908	117,431
有形固定資産合計	1,260,585	1,281,543
無形固定資産	120,173	125,337
投資その他の資産		
投資有価証券	326,552	330,865
その他	74,018	77,376
貸倒引当金	711	2,558
投資その他の資産合計	399,858	405,684
固定資産合計	1,780,617	1,812,565
資産合計	2,485,370	2,611,756
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,523	31,805
1年内返済予定の長期借入金	20,000	20,000
未払法人税等	2,131	5,701
賞与引当金	3,262	14,754
その他	98,527	83,534
流動負債合計	150,444	155,796
固定負債		
長期借入金	60,000	65,000
退職給付引当金	54	392
その他	5,190	5,469
固定負債合計	65,245	70,862
負債合計	215,690	226,658

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,571,810	1,571,810
資本剰余金	1,416,578	1,416,578
利益剰余金	702,276	591,172
自己株式	4	4
株主資本合計	2,286,107	2,397,211
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,427	12,114
評価・換算差額等合計	16,427	12,114
純資産合計	2,269,679	2,385,097
負債純資産合計	2,485,370	2,611,756

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	216,146	215,309
売上原価	119,858	126,870
売上総利益	96,288	88,439
販売費及び一般管理費	238,407	202,019
営業損失()	142,119	113,580
営業外収益		
受取利息	35	141
受取配当金	221	24
保険解約返戻金	710	840
為替差益	-	124
その他	211	623
営業外収益合計	1,178	1,753
営業外費用		
支払利息	457	368
為替差損	3,369	-
営業外費用合計	3,826	368
経常損失()	144,768	112,194
特別利益		
固定資産売却益	843	-
賞与引当金戻入額	8,220	-
貸倒引当金戻入額	-	1,846
その他	1,097	-
特別利益合計	10,161	1,846
特別損失		
固定資産売却損	3,910	-
固定資産除却損	-	114
たな卸資産評価損	12,865	-
その他	998	-
特別損失合計	17,774	114
税引前四半期純損失()	152,381	110,462
法人税、住民税及び事業税	830	642
法人税等合計	830	642
四半期純損失()	153,212	111,104

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	152,381	110,462
減価償却費	31,210	27,103
貸倒引当金の増減額(は減少)	500	1,846
賞与引当金の増減額(は減少)	23,045	11,492
退職給付引当金の増減額(は減少)	567	337
受取利息及び受取配当金	256	165
支払利息	457	368
為替差損益(は益)	179	220
有形固定資産売却損益(は益)	3,067	-
売上債権の増減額(は増加)	273,815	46,262
たな卸資産の増減額(は増加)	2,139	3,135
仕入債務の増減額(は減少)	6,716	5,282
破産更生債権等の増減額(は増加)	-	1,846
その他	52,172	31,938
小計	174,934	25,422
利息及び配当金の受取額	256	129
利息の支払額	443	358
補助金の受取額	49	163
法人税等の支払額	1,797	2,719
営業活動によるキャッシュ・フロー	172,999	28,207
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,500	1,500
有形固定資産の取得による支出	3,815	2,108
有形固定資産の売却による収入	6,009	-
無形固定資産の取得による支出	35,122	5,880
投資有価証券の取得による支出	41,250	-
関係会社株式の取得による支出	30,000	-
その他	100	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	105,778	9,488
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	5,000	5,000
その他	185	278
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,185	5,278
現金及び現金同等物に係る換算差額	179	220
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	62,214	42,754
現金及び現金同等物の期首残高	500,557	295,108
現金及び現金同等物の四半期末残高	562,772	252,354

【継続企業の前提に関する注記】

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間
(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

(たな卸資産の評価方法)

当第1四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては、一部実地たな卸を省略し、前事業年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

(固定資産の減価償却費の算定方法)

定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)		前事業年度末 (平成21年3月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	943,656千円	有形固定資産の減価償却累計額	922,928千円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	
販売費及び一般管理費の主なもの		販売費及び一般管理費の主なもの	
賞与引当金繰入額	2,035千円	賞与引当金繰入額	1,580千円
研究開発費	87,620千円	研究開発費	76,673千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)		当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	375,780千円	現金及び預金勘定	196,025千円
有価証券勘定	200,538千円	有価証券勘定	75,903千円
計	576,318千円	計	271,928千円
預入期間が3か月を超える定期預金	13,545千円	預入期間が3か月を超える定期預金	19,573千円
現金及び現金同等物	562,772千円	現金及び現金同等物	252,354千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日末)及び当第1四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	616,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	5

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当社の所有する有価証券は、会社の事業の運営において重要なものではないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社に関する事項

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
関連会社はありますが、損益等からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。	同左

開示対象特別目的会社に関する事項

当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
3,682.18円	3,869.43円

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	1株当たり四半期純損失金額 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額
248.56円 - -	180.25円 - -

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期損益計算書上の四半期純損失()(千円)	153,212	111,104
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	153,212	111,104
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	616,400	616,395

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
(株式取得による会社等の買収)	
<p>当社は、株式会社ネオシルクの株式を当社が譲り受けることに関して、株式取得の相手方と基本合意し、平成21年6月26日開催の取締役会において株式会社ネオシルクの株式を取得し子会社とすることを決議いたしました。なお、株式譲渡契約は平成21年7月1日に締結いたしました。</p>	
1. 主旨及び目的	
<p>当社は、平成19年11月29日にすでに公表しておりますように、株式会社ネオシルクとタンパク質製造技術に関する業務提携を進めてまいりました。抗体をはじめとする多くのタンパク質を、研究用試薬、体外診断用医薬品の原料等として供給しております当社にとって、タンパク質を容易に精製できる効率の良い製造技術法を開発している同社を傘下に収め、将来に向けた新たな効率の良いタンパク質生産事業を展開するために、取得済株式数と合わせて同社の発行済株式の92.7%に相当する株式を取得しております。</p>	
2. 株式取得の相手方の名称、取得株式数及び取得価額	
名 称	取得株式数 取得価額
増岡邦明	600株 1,500千円
小泉史範	600株 1,500千円
柳川佳信	400株 1,000千円
その他16名	4,580株 11,450千円
合計	6,180株 15,450千円
3. 会社の概要	
(1)商号	株式会社ネオシルク
(2)代表者	代表取締役社長 柳川 佳信
(3)所在地	広島県東広島市鏡山3丁目13-26
(4)設立年月日	平成17年7月11日
(5)事業内容	タンパク質受託生産事業、タンパク質試薬およびタンパク質医薬品開発事業
(6)決算期	6月
(7)資本金	98,500千円
(8)発行済株式総数	7,100株
(9)業績	
	平成20年6月期
売上高	16,682千円
営業損失	125,476千円
経常損失	76,014千円
当期純損失	76,310千円
総資産	80,393千円
純資産	71,913千円

当第1四半期会計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年6月30日)

4. 株式取得日

平成21年7月1日

5. 取得株式数、取得価額および取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数 400 株(所有割合 5.6%)

(2) 取得株式数 6,180 株(取得価額 15,450千円)

(3) 異動後の所有株式数 6,580 株(所有割合 92.7%)

6. 支払資金の調達

自己資金により充当いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

株式会社 免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 禎 良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 茂 喜

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂 川 修 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第27期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

株式会社 免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 茂 喜
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 川 修 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第28期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。